

日田市税条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

地方税法の一部改正に準じた日田市税条例の一部改正により、固定資産税及び都市計画税の税額の特例に係る見直しを行ったことに伴い、関連する様式の名称の見直しを行う等、所要の措置を講ずること。

2. 規則改正の主な内容

(1) 様式名称の見直し（本則）

「様式第 39 号の 17」の名称を以下のとおり見直すこと。

（変更後）「バリアフリー改修を行った特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額申告書」

（変更前）「バリアフリー改修を行った実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額申告書」

(2) その他（様式）

様式中の記載の見直しを行うこと。

3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 2 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

納付すべき金銭について定める法令（地方税法、日田市税条例）の改正により、当該法令の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとする場合であるため。